

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	
a) 結婚・配偶者の転勤 b) 妊娠・出産・育児 c) 介護 d) 私傷病 e) キャリアアップ f) その他、会社が認めた理由	
② 対象者の年齢	
制限なし	
③ 対象者は退職後何年以内か	
退職後5年以内	
④ 再雇用時の処遇について	
退職前の勤務実績や退職から再雇用までの間の新たな就業経験や能力開発、資格の取得等を総合的に考慮し、次のように再雇用時の処遇を決定する。 (1) 退職前と同一の雇用形態及び職種で雇用する場合は、退職前の配置及び賃金額を評価して処遇を決定する。 (2) 退職前と異なる雇用形態及び職種で雇用する場合は、退職前の配置、経験、勤続年数、本人適正等を評価して処遇を決定する。 (3) 退職から再雇用までの間に他の事業主の下での就業経験がある場合は、当該業務内容、経験年数を評価して処遇を決定する。 (4) 退職から再雇用までの間に職業訓練の受講や資格取得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績を評価して処遇を決定する。	
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について	
再雇用後の中長期的な配置・昇進・昇給等の処遇については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の社員区分・職種、同程度の経験・能力の社員と異なる取り扱いは行わない。	
⑥ その他会社独自の制度	
希望者は退職時に経営推進部までジョブリターン制度の登録を希望する旨を伝え、「ジョブリターン制度申込申請書」を提出することとする。	
2 制度導入日	
令和1年11月1日	